知多市在宅医療・介護連携統合ネットワーク「ちた梅子ネットワーク」 利用規約

目次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 利用に関する事柄等(第7条-第15条)

第3章 サービス内容

第1節 地域包括ケアシステムサービス (第16条-第19条)

第2節 ポータルサイトサービス (第20条-第22条)

第4章 梅子ネットの運用(第23条-第36条)

第5章 その他(第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、知多市在宅医療・介護連携統合ネットワーク「ちた梅子ネットワーク」(以下「梅子ネット」という。)を利用するために必要な事項を定めることにより、 梅子ネットを適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において、梅子ネットとは、知多市内の在宅療養患者や高齢者等 (以下「療養者」という。)に、質の高い医療・介護サービスを提供することを 目的として、医療・介護・福祉・保健等の関係施設が相互にネットワークで情報 を共有するシステムと定義する。

(サービス内容)

- 第3条 梅子ネットは、次のサービスを提供する。
  - (1) 梅子ネットを利用する施設間で電子@連絡帳システム (療養者の受診時の情報及び治療歴、治療の経過及び効果、薬の重複投与の防止に関する情報並びに各種の検査データ等の情報を共有するシステムをいう。)を用いて、情

報を共有する地域包括ケアシステムサービス

- (2) 梅子ネットを利用する施設の情報及び施設に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に必要なサービス (サービスの運用)
- 第4条 前条のサービスを運用する者は、知多市とする。
- 2 知多市在宅医療・介護連携推進協議会(以下「協議会」という。)は、梅子ネットの運用のための諮問機関とする。

(システムの運用管理)

第5条 知多市は、梅子ネットのシステムの運用管理を、運用・管理・保守サービ スに係る委託契約事業者(以下「契約事業者」という。)に委託する。

(対象療養者)

第6条 梅子ネットにより情報を共有される療養者は、知多市在住の市民で在宅医療又は介護を受けている者とする。ただし、知多市が別に認めた場合は、この限りでない。

第2章 利用に関する事柄等

(利用施設等の範囲)

- 第7条 梅子ネットを利用できる施設(以下、「利用施設」という。)は、知多市内の医療・介護サービスを提供する施設または機関とする。ただし、知多市が別に認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項における利用施設において、梅子ネットを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、当該利用施設に属する者のみとする。
- 3 愛知県の広域利用の協定を締結している場合、利用者は、協定の締結先と情報 連携ができるものとする。
- 4 前項の規定により療養者情報を連携する場合、療養者が居住する行政管理下の ネットワークの利用規約を遵守するものとする。

(利用の申請)

第8条 梅子ネットの利用を希望する施設の管理者(以下「施設管理者」とい

- う。)は、ポータルサイトサービスから施設登録申請を行う。ただし、他のネットワークを利用している施設管理者における同申請書の提出及び、登録申請は不要とする。
- 2 施設登録申請の承認を受けた施設管理者は、利用者の登録を行うものとする。 (施設管理者の責務)
- 第9条 施設管理者は、利用施設の利用者の運用に関し、全て責任を負うものとする。

(利用権の設定)

- 第10条 知多市から利用の承認を受けた施設管理者は、梅子ネットを使用して、 利用者ごとに専用の利用者識別番号(以下「ユーザーID」という。)と暗証番 号(以下「パスワード」という。)の付与を行う。
- 2 利用者は、施設管理者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要 に応じて変更するものとする。

(利用環境の整備)

第11条 利用施設は、梅子ネットを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、インターネットプロバイダ契約、その他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

(登録内容の変更等)

第12条 施設管理者は、人事異動その他の状況変化により、登録した内容に変更 が生じた場合は、梅子ネットを使用して、速やかに登録内容の変更を行うものと する。

(利用の廃止)

第13条 施設管理者は、利用施設が梅子ネットの利用を廃止する場合は、ポータ ルサイトサービスから利用廃止申請を行わなければならない。

(ユーザーID及びパスワードの再発行)

第14条 施設管理者は、利用者が自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、その責任において再発行をすることができる。

2 前項の場合において、手続が困難な場合には、施設管理者の責任のもと、知多 市へ当該ユーザーID及びパスワードの利用停止並びに新たなユーザーID及び パスワードの付与を依頼することができる。

(利用に関する問合せ)

第15条 利用者は、梅子ネットの利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について疑問点等が発生した場合は、知多市に問い合わせることができる。

第3章 サービス内容

第1節 地域包括ケアシステムサービス

(連携方法)

- 第16条 利用者が、梅子ネットによって共有した情報は、アクセス許可のある利 用者のみ内容にアクセスすることができる。
- 2 内容の確認をする利用者は、利用者ごとに配付しているユーザー I D 及びパス ワードにより梅子ネットにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を 表示することができる。

(療養者の同意)

- 第17条 かかりつけ医(医科・歯科)、ケアマネジャー、訪問看護師等は、梅子ネットを利用して療養者に関する情報を他の利用者と共有する場合は、梅子ネットの説明と同意書により療養者(未成年又は同意困難の場合はその家族)の同意を得るものとする。
- 2 梅子ネットに保管された情報について、療養者 (未成年又は同意困難の場合は その家族) から削除の申し出があった場合は、当該利用者はこれに応じなければ ならない。
- 3 前項の削除の申し出を受けた場合は、利用者が梅子ネットでの所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

(療養者の登録)

第18条 療養者から同意書を取得した者は、同意書を確認し、梅子ネットへの登録するものとする。

(共有する情報の取扱い)

- 第19条 梅子ネットにより共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとし、診療情報の原本については、利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。
- 2 梅子ネットが取り扱う診療情報の内容については、知多市及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

- 第20条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、梅子ネットの概要等を掲載し、広く一般に公開するものとする。
  - 2 ポータルサイトサービスで公開する利用施設情報は、利用施設名、利用施設 の住所等とする。ただし、施設管理者は、利用施設の情報の全部又はその一部 について、情報の公開を拒否することができる。

(利用者限定の情報)

- 第21条 利用者のみが閲覧できる情報は、知多市が利用者のみに通知したい情報 及び第3条第1号に規定したものとする。
  - 2 知多市は通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第22条 知多市は、ポータルサイトサービスで公開する情報の管理を行うものと とする。

第4章 梅子ネットの運用

(ユーザーID及びパスワードの管理運用)

- 第23条 利用者は、知多市より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードにより梅子ネット上でなされた一切の行為及びその結果については、利用者が責任を負うものとする。
  - 2 利用者は、付与されたユーザ I D 及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、若

しくは開示し又は使用させてはならない。

(機密保持の責任)

- 第24条 施設管理者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を 回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責 任を持たせるものとする。
- 2 利用者及び施設管理者は、梅子ネットの利用申請と同時に、梅子ネットで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。
- 3 利用者及び施設管理者は、梅子ネットで取り扱う情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、知多市個人情報保護条例(平成16年知多市条例第20号)その他の法令を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用者の教育)

- 第25条 梅子ネットの利用者が、本規約を遵守するため、施設管理者は、原則と して利用者へのセキュリティ教育を定期的に(年1回程度)実施するとともに、 重大なセキュリティ事故等が発生した場合には、その都度、実施するものとする。
- 2 前項のセキュリティ教育について、知多市から依頼された場合、契約事業者は 必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

- 第26条 利用者及び施設管理者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかに知多市へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。この場合において、その内容の重要度に応じて、知多市は契約事業者へ報告を行うものとする。
- 2 知多市は、前項の報告を受けたときは、速やかに情報漏えい防止等の措置をと らなければならない。
- 3 契約事業者は、知多市からの要請に基づき、施設管理者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その結果、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定が発生する対策を行う必要が生じる等、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は知多市を介して施

設管理者へ別途見積りを提示し、その費用を請求することができる。

(利用者意識の高揚)

第27条 利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、外部記憶装置(CD、DVD、USBメモリ等)、電子メールの操作等については、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続のソフトウェア使用)

第28条 梅子ネットで取り扱う情報処理システムを保護するため、利用者は個人 的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契 約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するものとする。

(コンピューターウィルス対策)

第29条 利用施設は、ウィルス対策ソフトウェアを導入する等セキュリティ対策 を講ずるものとし、その維持管理について責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

- 第30条 利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体(CD、DVD、USBメモリ、印刷された用紙等)については、利用施設内で一定の取り決めをし、利用、保管及び廃棄を行うものとする。
- 2 前項の措置を講じたにもかかわらず、情報の漏えい等により、何らかの損害が 発生しても、知多市及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取扱い)

- 第31条 利用者が取り扱う移動可能な機器(端末、モバイル利用者端末等)については、利用施設の責任において一元的に管理し、利用者に貸与したものについては、利用者各自が責任を持って管理するものとする。
- 2 前項の措置を講じたにもかかわらず、情報の漏えいや機器の破損等により、何らかの損害が発生しても、知多市及び契約事業者は責任を負わないものとする。 (サービス内容の変更)
- 第32条 知多市は、梅子ネットのサービス内容について、契約事業者と協議した

うえで、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。

2 前項の規定によりサービス内容の変更を行った場合には、知多市は、利用者へ変更した旨をポータルサイトサービス等で確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

- 第33条 知多市は、ユーザーID及びパスワードの漏えい、不正アクセスの発生 等により必要と認めた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーI D及びパスワードの使用を一時停止することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、知多市がユーザー I D 及びパスワードの使用を一時停止することができる。
- 3 前2項により当該利用者に損害が発生した場合、知多市及び契約事業者はいか なる責任も負わない。

(計画メンテナンスに伴うサービス停止)

- 第34条 契約事業者はサービスの品質維持、ソフトウェア・機器の拡張・保守・ 保全の目的のため、定期的に毎月計画メンテナンスを行うものとし、梅子ネット の全て又は一部のサービスを停止することができるものとする。
- 2 契約事業者は、前項の内容をあらかじめポータルサイトサービスにより利用者 に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

- 第35条 知多市は、次の各号のいずれかの場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に梅子ネットのサービスを停止することができるものとする。
  - (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
  - (2) 火災、停電等により、サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 天災又は不慮の事故によりサービスの提供ができなくなった場合
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、運用面又は技術面の問題により、契約事業者が 一時的な停止が必要と判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に梅子ネットのサービスを停止できる。この場合において、契約事業者は、停止後速やかに知多市に報告をしなければならない。

- 3 前2項により利用者に損害が発生した場合、知多市及び契約事業者はいかなる 責任も負わない。
- 4 第1項及び第2項に基づきサービスを一時停止した場合は、契約事業者は可能な限り速やかにサービスの復旧に努めなければならない。

(禁止行為)

- 第36条 利用者及び利用施設は、梅子ネットの利用に際して次の各号に掲げる行 為をしてはならない。
  - (1) 公序良俗に反する行為。
  - (2) 犯罪的行為に結びつく行為。
  - (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害する行為。
  - (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
  - (5) 他の又は利用者第三者を誹謗中傷する行為。
  - (6) 本規約及び法令に違反する行為。
  - (7) 虚偽の内容で利用申請を行う行為。
  - (8) 梅子ネットに保管されている情報を意図的に改ざんする行為。
  - (9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用すること又は第三者に使用させる 行為。
  - (10) 梅子ネットの運営を妨害する行為。
  - (11) 前各号に掲げることのほか、利用者として不適当と判断した行為。
- 2 利用者が前項各号のいずれかに該当する場合、知多市は協議会と協議したうえで、当該利用者に事前に通知又は催告することなく、利用者としての資格を停止することができるものとする。
- 3 利用者が、第1項各号のいずれかに該当することで知多市又は契約事業者が損害を被った場合、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第5章 その他

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第37条 知多市は、協議会において協議したうえで、利用者の了承を得ることな く、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において知多市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合は、知多市は、利用者へ変更した旨を、ポータル サイトサービス等で確実に周知するものとする。

附 則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

附則

この規約は、令和元

年7月1日から施行する。

附則

この規約は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。